

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 15 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県民課) 第 4 条の 2 県民課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) 警察行政に <u>関する</u> 情報の公開に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 (6) [略] (7) [略] (8) [略]	(県民課) 第 4 条の 2 県民課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) [略] (5) 警察行政に係る情報の公開に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 (6) 警察行政に係る個人情報の保護に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 (7) [略] (8) [略] (9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。